

鹿児島県奄美大島海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の順に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
大特区魚第1号	宇検村漁業協同組合	大島郡宇検村枝手久島生間長浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 05" E 129° 12' 49" 点イ N 28° 16' 53" E 129° 12' 48" 点ウ N 28° 16' 54" E 129° 12' 41" 点エ N 28° 17' 06" E 129° 12' 42"	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡宇検村	161台 別紙のとおり
大特区魚第2号	宇検村漁業協同組合	大島郡宇検村枝手久島生間赤崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 59" E 129° 13' 16" 点イ N 28° 16' 52" E 129° 13' 15" 点ウ N 28° 16' 55" E 129° 13' 50" 点エ N 28° 17' 02" E 129° 13' 51"	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡宇検村	287台 別紙のとおり
大特区魚第3号	宇検村漁業協同組合	大島郡宇検村生勝地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 00" E 129° 13' 42" 点イ N 28° 16' 54" E 129° 13' 39" 点ウ N 28° 16' 36" E 129° 14' 25" 点エ N 28° 16' 42" E 129° 14' 28"	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡宇検村	478台 別紙のとおり
大特区魚第4号	宇検村漁業協同組合	大島郡宇検村金崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 40" E 129° 14' 32" 点イ N 28° 16' 35" E 129° 14' 29" 点ウ N 28° 16' 24.5" E 129° 14' 48" 点エ N 28° 16' 29.5" E 129° 14' 51"	第一種区画漁業	くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡宇検村	221台 別紙のとおり
大特区魚第5号	宇検村漁業協同組合	大島郡宇検村イジン崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点力及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 25" E 129° 15' 06" 点イ N 28° 16' 18" E 129° 15' 05" 点ウ N 28° 16' 12" E 129° 15' 35" 点エ N 28° 16' 16" E 129° 15' 44" 点オ N 28° 16' 21" E 129° 15' 41" 点力 N 28° 16' 18" E 129° 15' 35"	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	4月1日から12月31日	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡宇検村	261台 別紙のとおり
大特区魚第6号	宇検村漁業協同組合	大島郡宇検村イジン崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点力及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 25" E 129° 15' 06" 点イ N 28° 16' 18" E 129° 15' 05" 点ウ N 28° 16' 12" E 129° 15' 35" 点エ N 28° 16' 16" E 129° 15' 44" 点オ N 28° 16' 21" E 129° 15' 41" 点力 N 28° 16' 18" E 129° 15' 35"	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡宇検村	84台 別紙のとおり
大特区魚第7号	宇検村漁業協同組合	大島郡宇検村名柄長崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 58" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 15' 37" E 129° 15' 02" 点ウ N 28° 15' 40" E 129° 14' 56" 点エ N 28° 16' 01" E 129° 15' 08"	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡宇検村	123台 別紙のとおり

大特区魚第8号	宇検村漁業協同組合	大島郡宇検村名柄長崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15′ 58″ E 129° 15′ 13″ 点イ N 28° 15′ 37″ E 129° 15′ 02″ 点ウ N 28° 15′ 40″ E 129° 14′ 56″ 点エ N 28° 16′ 01″ E 129° 15′ 08″		第一種区画漁業	くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡宇検村	67台 別紙のとおり
大特区魚第9号	宇検村漁業協同組合	大島郡宇検村名柄長崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15′ 58″ E 129° 15′ 13″ 点イ N 28° 15′ 37″ E 129° 15′ 02″ 点ウ N 28° 15′ 40″ E 129° 14′ 56″ 点エ N 28° 16′ 01″ E 129° 15′ 08″		第一種区画漁業	くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡宇検村	98台 別紙のとおり
大特区魚第10号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町花天地地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13′ 38″ E 129° 12′ 52″ 点イ N 28° 13′ 37″ E 129° 13′ 03″ 点ウ N 28° 13′ 27″ E 129° 13′ 02″ 点エ N 28° 13′ 27″ E 129° 12′ 56″ 点オ N 28° 13′ 26″ E 129° 12′ 56″ 点カ N 28° 13′ 26″ E 129° 12′ 52″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	144台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区魚第11号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町花天地地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13′ 27″ E 129° 12′ 56″ 点イ N 28° 13′ 27″ E 129° 13′ 02″ 点ウ N 28° 13′ 26″ E 129° 13′ 02″ 点エ N 28° 13′ 26″ E 129° 12′ 56″		第一種区画漁業	くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	大特区魚第12号と合わせて14台 別紙のとおり
大特区魚第12号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町花天地地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13′ 27″ E 129° 12′ 56″ 点イ N 28° 13′ 27″ E 129° 13′ 02″ 点ウ N 28° 13′ 26″ E 129° 13′ 02″ 点エ N 28° 13′ 26″ E 129° 12′ 56″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	大特区魚第11号と合わせて14台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区魚第13号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町花天地地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13′ 26″ E 129° 12′ 52″ 点イ N 28° 13′ 26″ E 129° 13′ 02″ 点ウ N 28° 13′ 24″ E 129° 13′ 02″ 点エ N 28° 13′ 24″ E 129° 12′ 52″		第一種区画漁業	くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	68台 別紙のとおり
大特区魚第14号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町花天地地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13′ 24″ E 129° 12′ 52″ 点イ N 28° 13′ 24″ E 129° 13′ 02″ 点ウ N 28° 13′ 18″ E 129° 12′ 58″ 点エ N 28° 13′ 20″ E 129° 12′ 51″		第一種区画漁業	くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	大特区魚第15号と合わせて83台 別紙のとおり
大特区魚第15号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町花天地地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13′ 24″ E 129° 12′ 52″ 点イ N 28° 13′ 24″ E 129° 13′ 02″ 点ウ N 28° 13′ 18″ E 129° 12′ 58″ 点エ N 28° 13′ 20″ E 129° 12′ 51″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	大特区魚第14号と合わせて83台 別紙のとおり
大特区魚第16号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町浜グリ崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12′ 32″ E 129° 15′ 30″ 点イ N 28° 12′ 27″ E 129° 15′ 30″ 点ウ N 28° 12′ 27″ E 129° 15′ 26″ 点エ N 28° 12′ 32″ E 129° 15′ 26″		第一種区画漁業	くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	19台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

大特区魚第17号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町久慈湾クビリ地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13′ 07″ E 129° 15′ 16″ 点イ N 28° 13′ 02″ E 129° 15′ 25″ 点ウ N 28° 12′ 39″ E 129° 15′ 26″ 点エ N 28° 12′ 51″ E 129° 15′ 04″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	279台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区魚第18号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13′ 28″ E 129° 15′ 27″ 点イ N 28° 13′ 28″ E 129° 15′ 39″ 点ウ N 28° 13′ 13″ E 129° 15′ 39″ 点エ N 28° 13′ 13″ E 129° 15′ 27″		第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	111台 別紙のとおり
大特区魚第19号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町佐栄崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13′ 08″ E 129° 15′ 49″ 点イ N 28° 13′ 12″ E 129° 15′ 46″ 点ウ N 28° 13′ 21″ E 129° 15′ 58″ 点エ N 28° 13′ 17″ E 129° 16′ 02″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	63台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区魚第20号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町篠川コバキン地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12′ 43″ E 129° 15′ 42″ 点イ N 28° 12′ 39″ E 129° 15′ 42″ 点ウ N 28° 12′ 44″ E 129° 16′ 10″ 点エ N 28° 12′ 49″ E 129° 16′ 09″		第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	267台 別紙のとおり
大特区魚第21号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町篠川湾池中間地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13′ 03″ E 129° 16′ 43″ 点イ N 28° 12′ 59″ E 129° 16′ 45″ 点ウ N 28° 12′ 50″ E 129° 16′ 27″ 点エ N 28° 12′ 54″ E 129° 16′ 24″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	63台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区魚第22号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町阿室金地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13′ 04″ E 129° 17′ 13″ 点イ N 28° 13′ 07″ E 129° 17′ 17″ 点ウ N 28° 13′ 03″ E 129° 17′ 21″ 点エ N 28° 13′ 00″ E 129° 17′ 16″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	32台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区魚第23号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町篠川湾深浦マチャン鼻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12′ 45″ E 129° 16′ 54″ 点イ N 28° 12′ 54″ E 129° 16′ 49″ 点ウ N 28° 13′ 02″ E 129° 17′ 06″ 点エ N 28° 12′ 54″ E 129° 17′ 11″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	129台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区魚第24号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町篠川湾深浦大浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12′ 43″ E 129° 16′ 49″ 点イ N 28° 12′ 51″ E 129° 16′ 44″ 点ウ N 28° 12′ 40″ E 129° 16′ 21″ 点エ N 28° 12′ 32″ E 129° 16′ 26″		第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	399台 別紙のとおり
大特区魚第25号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町篠川湾深浦大浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12′ 43″ E 129° 16′ 49″ 点イ N 28° 12′ 51″ E 129° 16′ 44″ 点ウ N 28° 12′ 40″ E 129° 16′ 21″ 点エ N 28° 12′ 32″ E 129° 16′ 26″		第一種区画漁業	くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	120台 別紙のとおり

大特区魚第26号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町篠川湾深浦大浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12′ 43″ E 129° 16′ 49″ 点イ N 28° 12′ 51″ E 129° 16′ 44″ 点ウ N 28° 12′ 40″ E 129° 16′ 21″ 点エ N 28° 12′ 32″ E 129° 16′ 26″		第一種区画漁業	くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	54台 別紙のとおり
大特区魚第27号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町白浜小宮地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12′ 30″ E 129° 16′ 18″ 点イ N 28° 12′ 36″ E 129° 16′ 12″ 点ウ N 28° 12′ 27″ E 129° 16′ 03″ 点エ N 28° 12′ 22″ E 129° 16′ 11″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	75台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区魚第28号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町久根津崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10′ 29″ E 129° 17′ 18″ 点イ N 28° 10′ 21″ E 129° 17′ 11″ 点ウ N 28° 10′ 09″ E 129° 17′ 27″ 点エ N 28° 10′ 17″ E 129° 17′ 34″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	225台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区魚第29号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町久根津崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10′ 34″ E 129° 17′ 11″ 点イ N 28° 10′ 25″ E 129° 17′ 04″ 点ウ N 28° 10′ 21″ E 129° 17′ 11″ 点エ N 28° 10′ 29″ E 129° 17′ 18″		第一種区画漁業	くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	147台 別紙のとおり
大特区魚第30号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町クマチキヨ崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10′ 17″ E 129° 17′ 11″ 点イ N 28° 10′ 27″ E 129° 17′ 02″ 点ウ N 28° 10′ 18″ E 129° 16′ 52″ 点エ N 28° 10′ 08″ E 129° 17′ 01″		第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	396台 別紙のとおり
大特区魚第31号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町クマチキヨ崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10′ 08″ E 129° 17′ 01″ 点イ N 28° 10′ 18″ E 129° 16′ 52″ 点ウ N 28° 10′ 15″ E 129° 16′ 46″ 点エ N 28° 10′ 04″ E 129° 16′ 56″		第一種区画漁業	くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	180台 別紙のとおり
大特区魚第32号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町久根津基地前地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10′ 18″ E 129° 17′ 41″ 点イ N 28° 10′ 15″ E 129° 17′ 41″ 点ウ N 28° 10′ 16″ E 129° 17′ 35″ 点エ N 28° 10′ 19″ E 129° 17′ 36″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	12台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿児島県奄美大島海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
大特区の第1号	奄美漁業協同組合	大島郡龍郷町屋入地先	基点1、点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 24′ 59″ E 129° 36′ 07″ 基点2 N 28° 24′ 54″ E 129° 36′ 02″ 点ア N 28° 24′ 59″ E 129° 36′ 02″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡龍郷町	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
大特区の第2号	とくのしま漁業協同組合	大島郡天城町松原宝土地先	基点1、点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 27° 51′ 49″ E 128° 53′ 26″ (大島郡天城町松原宝土地基点標識) 基点2 N 27° 51′ 32″ E 128° 53′ 36″ 点ア N 27° 51′ 38″ E 128° 53′ 15″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡天城町	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
大特区の第3号	とくのしま漁業協同組合	大島郡天城町松原地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 27° 51′ 23″ E 128° 53′ 28″ 点イ N 27° 51′ 31″ E 128° 53′ 02″ 点ウ N 27° 50′ 54″ E 128° 53′ 00″ 点エ N 27° 50′ 49″ E 128° 53′ 17″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡天城町	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない

鹿児島県奄美大島海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
大区く第1号	奄美クルマエビ株式会社	奄美市笠利町手花部イヤンマ地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 27' 09" E 129° 40' 03" (大島郡笠利町手花部イヤンマ基点標識) 基点2 N 28° 26' 56" E 129° 40' 02" (大島郡笠利町手花部津代基点標識) 点ア N 28° 27' 08" E 129° 40' 00" 点イ N 28° 26' 59" E 129° 39' 59"	第二種区画漁業	くらまえば養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	奄美市の旧笠利町の地区	なし
大区く第2号	奄美クルマエビ株式会社	奄美市笠利町手花部津代地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 26' 56" E 129° 40' 02" (大島郡笠利町手花部津代基点標識) 基点2 N 28° 26' 43" E 129° 40' 07" (大島郡笠利町手花部津代又基点標識) 点ア N 28° 26' 57" E 129° 39' 59" 点イ N 28° 26' 51" E 129° 39' 58"	第二種区画漁業	くらまえば養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	奄美市の旧笠利町の地区	なし
大区く第3号	宇検養殖株式会社	大島郡宇検村宇検池ン名地先	基点1及び基点2を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 18' 01" E 129° 12' 53" (大島郡宇検村宇検舟越基点標石) 基点2 N 28° 17' 55" E 129° 12' 58" (大島郡宇検村コンキヨウ基点標石)	第二種区画漁業	くらまえば養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	大島郡宇検村	なし
大区く第4号	岩崎産業株式会社	大島郡大和村湯湾釜地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 21' 45" E 129° 24' 38" (大島郡大和村山長川左岸基点標識) 基点2 N 28° 21' 46" E 129° 24' 33" (大島郡大和村河平川右岸基点標識) 点ア N 28° 21' 48" E 129° 24' 38" 点イ N 28° 21' 49" E 129° 24' 34" 点ウ N 28° 21' 49" E 129° 24' 33"	第二種区画漁業	くらまえば養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	大島郡大和村	なし
大区く第5号	岩崎産業株式会社	大島郡大和村湯湾釜チヂ地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 21' 46" E 129° 24' 32" (大島郡大和村河平川左岸基点標識) 基点2 N 28° 21' 50" E 129° 24' 23" (大島郡大和村キク崎基点標識) 点ア N 28° 21' 47" E 129° 24' 32" 点イ N 28° 21' 49" E 129° 24' 32" 点ウ N 28° 21' 53" E 129° 24' 25"	第二種区画漁業	くらまえば養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	大島郡大和村	なし

鹿児島県奄美大島海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
大特区ひ(垂)第1号	株式会社上村真珠	始良市脇元白浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07′ 17″ E 129° 17′ 25″ 点イ N 28° 07′ 16″ E 129° 17′ 30″ 点ウ N 28° 06′ 59″ E 129° 17′ 27″ 点エ N 28° 06′ 59″ E 129° 17′ 21″		第一種区画漁業	ひおうぎかい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区ひ(垂)第2号	与論町漁協	肝属郡南大隅町佐多郡間泊地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 27° 01′ 50″ E 128° 27′ 45″ 点イ N 27° 01′ 50″ E 128° 27′ 51″ 点ウ N 27° 01′ 43″ E 128° 27′ 50″ 点エ N 27° 01′ 44″ E 128° 27′ 44″		第一種区画漁業	ひおうぎかい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡与論町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿児島県奄美大島海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
大特区母(垂)第1号	宇検村漁業協同組合	大島郡宇検村当間崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 43″ E 129° 16′ 01″ 点イ N 28° 16′ 43″ E 129° 16′ 07″ 点ウ N 28° 16′ 23″ E 129° 16′ 00″ 点エ N 28° 16′ 25″ E 129° 15′ 55″	第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡宇検村	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区母(垂)第2号	宇検村漁業協同組合	大島郡宇検村部連地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点力及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 21″ E 129° 16′ 28″ 点イ N 28° 16′ 22″ E 129° 16′ 23″ 点ウ N 28° 16′ 11″ E 129° 16′ 24″ 点エ N 28° 16′ 00″ E 129° 16′ 22″ 点オ N 28° 15′ 59″ E 129° 16′ 28″ 点力 N 28° 16′ 11″ E 129° 16′ 29″	第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡宇検村	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区母(垂)第3号	宇検村漁業協同組合	大島郡宇検村名柄長崎鼻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15′ 58″ E 129° 15′ 33″ 点イ N 28° 16′ 01″ E 129° 15′ 33″ 点ウ N 28° 16′ 03″ E 129° 15′ 22″ 点エ N 28° 15′ 59″ E 129° 15′ 22″	第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	大島郡宇検村	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区母(垂)第4号	宇検村漁業協同組合	大島郡宇検村佐念カミジャラ崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 06″ E 129° 14′ 31″ 点イ N 28° 16′ 13″ E 129° 14′ 35″ 点ウ N 28° 16′ 15″ E 129° 14′ 27″ 点エ N 28° 16′ 08″ E 129° 14′ 24″	第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	大島郡宇検村	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区母(垂)第5号	宇検村漁業協同組合	大島郡宇検村佐念モカエダ鼻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 13″ E 129° 14′ 14″ 点イ N 28° 16′ 19″ E 129° 14′ 18″ 点ウ N 28° 16′ 25″ E 129° 14′ 07″ 点エ N 28° 16′ 19″ E 129° 14′ 02″	第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡宇検村	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区母(垂)第6号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町黒崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10′ 53″ E 129° 16′ 29″ 点イ N 28° 10′ 49″ E 129° 16′ 29″ 点ウ N 28° 10′ 49″ E 129° 16′ 11″ 点エ N 28° 10′ 52″ E 129° 16′ 11″	第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区母(垂)第7号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町薩川湾芝待網崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 11′ 13″ E 129° 13′ 54″ 点イ N 28° 11′ 09″ E 129° 13′ 49″ 点ウ N 28° 10′ 53″ E 129° 14′ 07″ 点エ N 28° 10′ 58″ E 129° 14′ 12″	第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区母(垂)第8号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町木慈地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09′ 58″ E 129° 13′ 31″ 点イ N 28° 09′ 55″ E 129° 13′ 35″ 点ウ N 28° 09′ 45″ E 129° 13′ 27″ 点エ N 28° 09′ 47″ E 129° 13′ 24″	第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

大特区母(垂)第9号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町武名地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 35" E 129° 13' 32" 点イ N 28° 09' 39" E 129° 13' 35" 点ウ N 28° 09' 29" E 129° 13' 47" 点エ N 28° 09' 26" E 129° 13' 44"		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区母(垂)第10号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町武名赤崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 39" E 129° 14' 07" 点イ N 28° 09' 40" E 129° 14' 14" 点ウ N 28° 09' 21" E 129° 14' 23" 点エ N 28° 09' 18" E 129° 14' 16"		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区母(垂)第11号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町武名高浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 26" E 129° 14' 54" 点イ N 28° 09' 29" E 129° 14' 51" 点ウ N 28° 09' 43" E 129° 15' 14" 点エ N 28° 09' 39" E 129° 15' 17"		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区母(垂)第12号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町薩川湾長浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 59" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 09' 58" E 129° 15' 08" 点ウ N 28° 10' 03" E 129° 15' 08" 点エ N 28° 10' 03" E 129° 15' 13"		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区母(垂)第13号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町知之浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 22" E 129° 15' 30" 点イ N 28° 10' 22" E 129° 15' 35" 点ウ N 28° 09' 55" E 129° 15' 30" 点エ N 28° 09' 55" E 129° 15' 26"		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区母(垂)第14号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町知之浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 12" E 129° 15' 57" 点イ N 28° 10' 14" E 129° 16' 00" 点ウ N 28° 10' 08" E 129° 16' 05" 点エ N 28° 10' 06" E 129° 16' 02"		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区母(垂)第15号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町平松地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 09" E 129° 16' 31" 点イ N 28° 09' 10" E 129° 16' 36" 点ウ N 28° 09' 15" E 129° 16' 35" 点エ N 28° 09' 14" E 129° 16' 30"		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区母(垂)第16号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町俵崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 33" E 129° 15' 47" 点イ N 28° 08' 30" E 129° 15' 49" 点ウ N 28° 08' 28" E 129° 15' 44" 点エ N 28° 08' 32" E 129° 15' 42"		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区母(垂)第17号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町俵長浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 31" E 129° 15' 41" 点イ N 28° 08' 27" E 129° 15' 44" 点ウ N 28° 08' 13" E 129° 15' 13" 点エ N 28° 08' 18" E 129° 15' 10"		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

大特区分(垂)第18号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町瀬相大浦湾地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 25" E 129° 16' 12" 点イ N 28° 08' 28" E 129° 16' 09" 点ウ N 28° 08' 13" E 129° 15' 44" 点エ N 28° 08' 09" E 129° 15' 46"		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区分(垂)第19号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町瀬相京泊地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 28" E 129° 16' 21" 点イ N 28° 08' 29" E 129° 16' 23" 点ウ N 28° 08' 32" E 129° 16' 20" 点エ N 28° 08' 30" E 129° 16' 18"		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区分(垂)第20号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町呑之浦大崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 48" E 129° 16' 28" 点イ N 28° 07' 52" E 129° 16' 25" 点ウ N 28° 07' 44" E 129° 16' 09" 点エ N 28° 07' 41" E 129° 16' 12"		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区分(垂)第21号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町呑之浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 24" E 129° 15' 57" 点イ N 28° 07' 25" E 129° 15' 56" 点ウ N 28° 07' 15" E 129° 15' 52" 点エ N 28° 07' 14" E 129° 15' 55"		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区分(垂)第22号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町呑之浦テハ崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 36" E 129° 16' 23" 点イ N 28° 07' 43" E 129° 16' 30" 点ウ N 28° 07' 35" E 129° 16' 40" 点エ N 28° 07' 27" E 129° 16' 33"		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区分(垂)第23号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町押角フカラ地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 04" E 129° 16' 38" 点イ N 28° 07' 06" E 129° 16' 32" 点ウ N 28° 07' 29" E 129° 16' 45" 点エ N 28° 07' 26" E 129° 16' 50"		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区分(垂)第24号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町白木崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 30" E 129° 17' 03" 点イ N 28° 07' 34" E 129° 17' 00" 点ウ N 28° 07' 37" E 129° 17' 06" 点エ N 28° 07' 33" E 129° 17' 09"		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区分(垂)第25号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町瀬相麦田原地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点1を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 07' 42" E 129° 14' 55" (大島郡瀬戸内町瀬相麦田原基点標識) 点ア N 28° 07' 38" E 129° 14' 56" 点イ N 28° 07' 38" E 129° 14' 51" 点ウ N 28° 07' 42" E 129° 14' 52"		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大特区分(垂)第26号	瀬戸内漁業協同組合	大島郡瀬戸内町伊砂根久真	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 17" E 129° 17' 25" 点イ N 28° 07' 16" E 129° 17' 30" 点ウ N 28° 06' 59" E 129° 17' 27" 点エ N 28° 06' 59" E 129° 17' 21"		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

真珠											
大区第1号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡宇検村久志デー ク浜	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 12″ E 129° 13' 47″ 点イ N 28° 17' 06″ E 129° 13' 41″ 点ウ N 28° 17' 16″ E 129° 13' 30″ 点エ N 28° 17' 22″ E 129° 13' 36″		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡宇検村	漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
大区第2号	株式会社 拓洋	大島郡宇検村芦徳宮崎 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 52″ E 129° 15' 49″ 点イ N 28° 16' 53″ E 129° 16' 03″ 点ウ N 28° 17' 03″ E 129° 16' 01″ 点エ N 28° 17' 02″ E 129° 15' 47″		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡宇検村	漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
大区第3号	株式会社 拓洋	大島郡宇検村芦検宮浦 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 02″ E 129° 15' 47″ 点イ N 28° 17' 03″ E 129° 16' 01″ 点ウ N 28° 17' 13″ E 129° 16' 00″ 点エ N 28° 17' 12″ E 129° 15' 51″		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡宇検村	漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
大区第4号	株式会社 拓洋	大島郡宇検村芦検オウ 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 11″ E 129° 16' 10″ 点イ N 28° 17' 08″ E 129° 16' 07″ 点ウ N 28° 17' 00″ E 129° 16' 07″ 点エ N 28° 17' 06″ E 129° 16' 12″		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡宇検村	漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
大区第5号	株式会社 拓洋	大島郡宇検村松崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 00″ E 129° 16' 21″ 点イ N 28° 16' 49″ E 129° 16' 21″ 点ウ N 28° 16' 52″ E 129° 17' 19″ 点エ N 28° 17' 02″ E 129° 17' 19″		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡宇検村	漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
大区第6号	株式会社 拓洋	大島郡宇検村クラ崎地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で 結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 39″ E 129° 17' 19″ 点イ N 28° 16' 45″ E 129° 17' 18″ 点ウ N 28° 16' 40″ E 129° 16' 39″ 点エ N 28° 16' 25″ E 129° 16' 26″ 点オ N 28° 16' 23″ E 129° 16' 31″		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡宇検村	漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
大区第7号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡宇検村部連エイ 浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 49″ E 129° 15' 47″ 点イ N 28° 16' 02″ E 129° 15' 45″ 点ウ N 28° 16' 01″ E 129° 15' 37″ 点エ N 28° 15' 48″ E 129° 15' 40″		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡宇検村	漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
大区第8号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡宇検村名柄池ノ 崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 51″ E 129° 14' 56″ 点イ N 28° 15' 56″ E 129° 15' 00″ 点ウ N 28° 16' 08″ E 129° 14' 42″ 点エ N 28° 16' 04″ E 129° 14' 38″		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡宇検村	漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
大区第9号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡宇検村佐念カミ ジャラ崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 04″ E 129° 14' 37″ 点イ N 28° 16' 11″ E 129° 14' 41″ 点ウ N 28° 16' 13″ E 129° 14' 35″ 点エ N 28° 16' 06″ E 129° 14' 31″		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡宇検村	漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない

大区第10号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡瀬戸内町花ア ロホ地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 05" E 129° 13' 39" 点イ N 28° 13' 08" E 129° 13' 41" 点ウ N 28° 13' 17" E 129° 13' 24" 点エ N 28° 13' 14" E 129° 13' 22"		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
大区第11号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡瀬戸内町大浜前 平田地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 52" E 129° 14' 20" 点イ N 28° 12' 57" E 129° 14' 24" 点ウ N 28° 13' 05" E 129° 13' 55" 点エ N 28° 13' 02" E 129° 13' 52"		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
大区第12号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡瀬戸内町蛤崎地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 16" E 129° 15' 23" 点イ N 28° 12' 12" E 129° 15' 24" 点ウ N 28° 12' 10" E 129° 15' 17" 点エ N 28° 12' 15" E 129° 15' 15"		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
大区第13号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡瀬戸内町阿丹花 崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 54" E 129° 16' 03" 点イ N 28° 10' 51" E 129° 15' 59" 点ウ N 28° 10' 56" E 129° 15' 54" 点エ N 28° 10' 58" E 129° 15' 58"		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
大区第14号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡瀬戸内町小名瀬 黒崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 11' 10" E 129° 16' 39" 点イ N 28° 11' 09" E 129° 16' 43" 点ウ N 28° 10' 58" E 129° 16' 40" 点エ N 28° 10' 58" E 129° 16' 36"		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
大区第15号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡瀬戸内町油井小 島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 31" E 129° 16' 37" 点イ N 28° 10' 38" E 129° 16' 35" 点ウ N 28° 10' 41" E 129° 16' 49" 点エ N 28° 10' 34" E 129° 16' 51"		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
大区第16号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡瀬戸内町薩川湾 湖崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 11' 16" E 129° 13' 39" 点イ N 28° 11' 10" E 129° 13' 44" 点ウ N 28° 10' 57" E 129° 13' 17" 点エ N 28° 11' 03" E 129° 13' 12"		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
大区第17号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡瀬戸内町武名地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 40" E 129° 13' 36" 点イ N 28° 09' 43" E 129° 13' 39" 点ウ N 28° 09' 34" E 129° 13' 51" 点エ N 28° 09' 31" E 129° 13' 48"		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
大区第18号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡瀬戸内町武名イ チャンマ地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 20" E 129° 14' 25" 点イ N 28° 09' 44" E 129° 14' 21" 点ウ N 28° 09' 46" E 129° 14' 40" 点エ N 28° 09' 22" E 129° 14' 43"		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない

大区第19号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡瀬戸内町薩川湾 島瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10′ 12″ E 129° 15′ 10″ 点イ N 28° 10′ 12″ E 129° 15′ 06″ 点ウ N 28° 10′ 16″ E 129° 15′ 06″ 点エ N 28° 10′ 15″ E 129° 15′ 10″		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大区第20号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡瀬戸内町知之浦 対岸▼地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点力及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09′ 55″ E 129° 15′ 35″ 点イ N 28° 09′ 55″ E 129° 15′ 37″ 点ウ N 28° 09′ 42″ E 129° 15′ 38″ 点エ N 28° 09′ 42″ E 129° 15′ 35″ 点オ N 28° 09′ 42″ E 129° 15′ 35″		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大区第21号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡瀬戸内町平松地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09′ 24″ E 129° 16′ 34″ 点イ N 28° 09′ 24″ E 129° 16′ 38″ 点ウ N 28° 09′ 18″ E 129° 16′ 38″ 点エ N 28° 09′ 18″ E 129° 16′ 34″		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大区第22号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡瀬戸内町三浦大 木田原地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09′ 07″ E 129° 15′ 56″ 点イ N 28° 09′ 03″ E 129° 15′ 56″ 点ウ N 28° 09′ 02″ E 129° 15′ 38″ 点エ N 28° 09′ 06″ E 129° 15′ 37″		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大区第23号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡瀬戸内町三浦手 安原地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09′ 06″ E 129° 15′ 33″ 点イ N 28° 09′ 03″ E 129° 15′ 33″ 点ウ N 28° 09′ 03″ E 129° 15′ 26″ 点エ N 28° 09′ 06″ E 129° 15′ 25″		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大区第24号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡瀬戸内町三浦古 浦原地先	基点1、点ア、基点2を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 09′ 08″ E 129° 15′ 18″ (大島郡瀬戸内町三浦古浦原基点標識) 基点2 N 28° 09′ 13″ E 129° 15′ 08″ (大島郡瀬戸内町三浦古浦原道路護岸基点標識) 点ア N 28° 09′ 05″ E 129° 15′ 13″		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大区第25号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡瀬戸内町三浦崎 畑原地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08′ 57″ E 129° 15′ 06″ 点イ N 28° 09′ 00″ E 129° 15′ 06″ 点ウ N 28° 09′ 01″ E 129° 15′ 13″ 点エ N 28° 08′ 58″ E 129° 15′ 14″		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大区第26号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡瀬戸内町俵崎地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08′ 43″ E 129° 15′ 46″ 点イ N 28° 08′ 49″ E 129° 16′ 04″ 点ウ N 28° 08′ 45″ E 129° 16′ 06″ 点エ N 28° 08′ 39″ E 129° 15′ 48″		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
大区第27号	奄美サウスシー&マベ パール株式会社	大島郡瀬戸内町呑之浦 乙崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08′ 21″ E 129° 16′ 38″ 点イ N 28° 08′ 21″ E 129° 16′ 42″ 点ウ N 28° 08′ 03″ E 129° 16′ 40″ 点エ N 28° 08′ 03″ E 129° 16′ 36″		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

大区第28号	奄美サウスシー&マペ パール株式会社	大島郡瀬戸内町白木崎 阿田浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 33" E 129° 17' 18" 点イ N 28° 07' 35" E 129° 17' 23" 点ウ N 28° 07' 27" E 129° 17' 24" 点エ N 28° 07' 26" E 129° 17' 19"	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	大島郡瀬戸内町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
--------	-----------------------	---------------------	--	---------	-------	----------------	----------------------------	----	---------	------------------------------------